

「幼児のための団体」を登録団体に認めてください、(.:`LdJ`)/シ

江戸川区は「サークル団体登録」をした団体には区内施設の使用料が免除されています。

○青年団体 区内在住・在勤・在学の者で30歳以下の者が3分の2以上で構成されていること

○少年団体 区内在住・在学の者で中学生以下の者が3分の2以上であること。

他に「熟年者団体」「文化活動団体」があります。

しかし、この団体には「幼児のための団体」（親子サークルなど幼児と親と一緒に遊び、学ぶ）はありません。今までは、運用として青年団体（親が30歳未満前後であることをもって）として認めたり、あるいは少年団体に準じた扱い（親が30歳未満は同じ）で登録を認められるなどがありました。各施設での運用上の工夫・努力を頂いてきたのですが、最近は厳しくなってきた、そのような準用を認めなくなってきました。

た。

現在は、幼児の親で30歳以下という人は非常に少なくなっており、青年団体・少年団体としての登録は難しくなっています。区には保育園や幼稚園があるのですから、少年団体に準じる団体として認めることが一番良いのではないのでしょうか。幼児期の子育てはもっと重視されなければなりません。それは子供だけでなく子育てに取り組む親にとっても重要です。虐待などは孤立した親によるもので、親たちが子供を通じて育ちあうサークルこそ大切になっています。

このようなサークルが沢山出来ることこそ行政にとっても最も大切なことではないでしょうか。ぜひとも「幼児のための団体」を登録団体にしてください。

K. K（会員）

オンブズマン会員及び賛助会員の皆さん、
さらにはオンブズマンの活動などに興味をお持ちの皆さん
下記の通り、弁護士との懇談会を行いますので、ぜひご参加ください。

江戸川区民オンブズマン

顧問弁護士との懇談会

日時 2015年9月19日（土） 午後2時～4時

会場 船堀タワーホール 3階 応接会議室

弁護士 高木一昌（東部法律事務所）

弁護士 井上 聡（都民総合法律事務所・江戸川区松本在住）

小中学校改築の公共調達制度に問題

一者入札、100%でも競争入札が成立の怪??（次の異議申し入れを行いました。）

異議申入書

2015 年 7 月 30 日

江戸川区長 多田正見殿

江戸川区民オンブズマン
代表幹事 深谷 静雄



〒132-0035 江戸川区平井 2-4-13

TEL 03-3681-8431

次の通り異議の申し入れをします。

1. 申し入れの対象となる契約件名又は措置

篠崎第3小学校と第3松江小学校の改築工事および機械設備工事にともなう入札で1者入札、100%落札があり、談合もしくは情報漏れの疑いがある、また、公共調達制度が競争性を失っており改善は急務である、これらの問題について異議を申し入れます。

2. 異議のある事項及びその根拠

1) 篠崎第3小学校と第3松江小学校の改築にともなう入札での談合疑惑

篠3小は27億円、3松江は20億の大きな工事である。この両方の改築工事に入札申請をしたのが2者あり、トヨタ・スイコウ建設共同企業体（A者という）とカノブー・イグミ・山内建設共同企業体（B者という）である。そして、A者は篠3小に入札、3松江は辞退した。B者は3松江に入札、篠3小は辞退した。両者ともそれぞれの工事に1者入札100%落札を実現したものである。

A者とB者は偶然なのかダブることなく入札し、1者入札で落札を果たした。しかも、落札率は100%（99.9%）である。どのような企業が入れるかどれだけの企業が入札するが分からない状態で、この仕事を取ろうとしたら100%の入札は行わないのは常識である。最近の入札はうまくいったらとれればいいという入札が多いというが、今回は、両者ともJVを組んで臨んだ入札であり、とれたらみつけものなどという姿勢ではない。したがって100%入札はありえないものである。同時に、2校のうちどちらをとるかが重複しなかったのも不自然である。偶然としてはうまくいきすぎた話である。A者の「スイコウ建設」とB者の「山内建設」とは春江小と松江5中の改築工事の入札ではJV（鴻池・スイコウ・山内建設JV）を組んだ関係である。したがって、この2者による入札では、調節した可能性が高い。これがないというなら、情報漏れとしか考えられない。

2) 同様なことは、機械設備工事でも起こっている。今回空調と給排水を合併したため5億円の工事となり、区内業者の大手にとって重要な入札となった。篠3小はアイ・エヌ・オ社が2者入札で100%落札、3松江は東京セントラル社が1者入札98.9%で落札した。篠3小では日新設備が参入したが、入札金

額で僅差だったが、社会的評価点は参加実績がなく評価点は大幅で負けている。(日新設備は新規参入社で、談合等には関与しなかったことは予想される)

機械設備工事では改築工事と同様に 2 者が 2 校ともに申請し、2 校を重複なく入札と辞退を行っている。建設と違うのは篠崎第 3 では 2 者入札となったことである。しかし、アイ・エヌ・オ社と東京セントラル社は重複しなかったこと、高率落札に疑惑は残るものである。

船堀小と二葛西小は同時期の入札で、空調と給排水は別工事だったが、両方の工事を一緒にして、船堀は東京セントラル社が、二葛西はアイ・エヌ・オ社が落札している。偶然にもこの 2 者が両工事をすみわけしたのだが、3 年たった今回の入札者数は激減し、この 2 社が同時申請し、2 校を重複なく入札、落札したものである。3 年前より相当に寡占化が進んだ中での今回の入札・落札には談合土壤があったことは確かであり、疑惑を払拭することはできない。

3)「1 者入札、100%落札」は競争入札制度がその実質を失ったことを示しており、改善が急務となっている。

なぜこのような事態となったのかは、東北大震災による復興需要と減殺された供給能力がバランスを失ったこと、並びにオリンピック準備がこの傾向に拍車をかけていると言われている。

一方で、輸入資材の高騰と人員不足による工事を行う企業の弱体化があり、予定価格を大幅に下回るような入札価格は出せないと言われている。

このことが入札業者の激減ならびに落札率の上昇につながっていると聞いている。

全国オンブズマンの調査でも公共事業の落札率は急上昇しており、特に福島、東京などは顕著である。ただし、落札率と工事成績点数との関係はないのは過去の事実から言えるし、江戸川区でも同様である。したがって、落札率の上昇と工事成績の向上とは関係なく、落札率の 100%は正常ではない。

主催者側(区)は、1 者入札、落札率は 100%であっても、ともかく不調とならなかったことでよしとする傾向がみられるようである。審査会も 1 者入札は望ましくないと言いながら、100%落札には全く触れていません。今回の事例は「競争入札」が機能しなくなったと考えるので、次の諸点の改善を進めるよう申し入れるものです。

① 更に区の内外を問わず、業者の参入をしやすいこと

社会的要請点の改善では、特に「地域社会への貢献、地域環境への配慮」は不必要である。

② 2 者以上の入札(入札申請者ではなく)を成立要件とすること

③ 予定価格でなく、「最低制限価格」を提示して、入札を募ること

以上



野党三会派が安保法制の慎重審議の意見書採択を提案

安保法制は違憲の疑い濃く、慎重かつ丁寧な審議を要請する「意見書」を野党三会派「民主・維新・未来」（6人）と「日本共産党」（5人）、「生活者ネットワーク」（2人）が共同で、議員発議として提案しました。これは江戸川区議会としては画期的なことであり、同時に平和憲法の危機的な状況を反映した動きでした。現在地方議会 300 以上が意見書をあげており日本の未来を危ぶむ国民世論を反映したものです。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）

国会では、政府が提出した安全保障関連法案が審議されています。本法案は集団的自衛権の行使を容認する内容を含んでいます。戦後 70 年間、我が国が平和憲法のもと貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換するものです。

そもそも、多くの憲法学者が政府案を違憲であると批判していることに対し、政府は説得力のある説明ができていません。

また、集団的自衛権の行使を認める「新三要件」は十分な歯止めとなっていないばかりでなく、憲法解釈を便宜的・意図的に変更するものであり、立憲主義に反しています。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例にも、蓋然性や切迫性に疑義があります。専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できません。

このほかにも、国際平和のために活動する他国軍に対する後方支援の拡大や「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」での自衛隊の活動の容認など、政府案には多くの重大な問題点が指摘されています。これに対し、政府は納得の得られる答弁をほとんどしていないのが実情です。

加えて、世論調査によると、国民の多くが法案内容の説明が不十分だと考え、今国会にこだわらず慎重に審議すべきとの意見が、今国会で成立させるべきとの意見を大幅に上回っています。

それにもかかわらず、安倍総理は、米国に成立時期を約束したとおり、この国会での成立を強行しようとしています。結論ありきで、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、問題を放置したまま法改正を強行しようとする姿勢は断じて容認できません。

政府は、憲法の平和主義を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。政府には、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2015 年 月 日

江戸川区議会
議長 福本 光浩

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	山崎 正昭	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
外務大臣	岸田 文雄	殿
国土交通大臣	太田 明宏	殿
防衛大臣	中谷 元	殿

しかし、自公が多数を占める議会では「議会運営員委員会理事会」において、全会一致の原則に即して、議会としてこの「意見書」は取り扱わないこととなりました。そのため、議会としては議論もされず、まして採決など行われないこととなりました。

また、言論弾圧の発言を繰り返した大西英男議員（江戸川区選出、衆議院議員）へ抗議文を三会派共同で出しています。

言論抑圧発言に対する抗議文

自由民主党大西英男衆議院議員殿

2015年7月8日

江戸川区議会 民主・維新・未来
日本共産党区議団
生活者ネットワーク

自由民主党の「文化芸術懇話会」で、「マスコミを懲らしめるには、広告料がなくなることが一番だ」などと述べたとされる大西英男議員は、「表現の自由は、民主主義の根幹」として自民党本部から「厳重注意」処分を受けました。

ところが、その直後、国会内で記者団の質問に答え、「一部報道、懲らしめないといけない」などと、発言していたことが明らかになり、二度目の「厳重注意」処分を受けました。

処分を下された直後にもかかわらず、言論抑圧の発言を繰り返し、憲法や民主主義の根幹をふみにじったことに対し、全く反省していないことは重大です。

この問題は、憲法第9条に違反する、いわゆる戦争法案に対する国民の批判が高まり、反対の世論によって追い込まれている自民党が、その責任をこどもあろうにマスコミの報道に転嫁したものです。

そもそも、憲法第19条は、「思想および良心の自由はこれを侵してはならない」、第21条も「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と、国民の基本的人権として、言論・表現の自由を守ることを厳しく定めています。

大西英男議員をはじめ処分を受けた自民党議員や、沖縄県民を侮辱する発言などをした作家の百田尚樹氏等は、憲法の根幹ともいうべき原則を全く理解していないどころか、民主的原則を真っ向から否定する態度を示したといわざるをえません。

私たちは、有権者から選ばれた議員として、大西英男議員による、言論・表現、報道の自由を根底から脅かす相次ぐ発言に対し、厳しく抗議するとともにその撤回を求めるものです。

〔江戸川区議会議員有志の会〕のチラシより一部引用



自民党国会議員のある会合での「マスコミを懲らしめる」発言が大波紋を広げています。自民党本部から厳重注意を受けても再び、テレビの前で同様発言を繰り返した江戸川区選出（東京16区）の大西英男衆議院議員。この言論弾圧発言問題でも、同じ議会に携わるものとして許せないと、区議会議員有志で、大西英男議員に対し抗議声明を送りました。

江戸川区議会議員有志の会

（民主・維新・未来）

中里省三 江副亮一 金井 茂
栗原佑卓 小野塚礼佳 神尾昭史

（日本共産党江戸川区議団）

セバタ 勇 小俣のり子 大橋みえ子
須田哲二 牧野けんじ
（江戸川・生活者ネットワーク）
本西光枝 伊藤ひとみ